

場セリ

三檢束者ノ覆分

檢束ニタル鈴木金次郎竹本重信ノ兩名ノ所爲
ニ付テハ犯罪ノ嫌疑ヲ以テ嚴重取調タルモ犯罪
ノ証憑不充分ニテ具本名等ハ悔悟陳謝スル
ヲ以テ得束ヲ篤ト訓戒ニ昨十日午海四時放還ス
右及申一通一敬奏也

別記

第一編 要求書

一 家族制ヲ現在ノ終トシテ日給金貳圓ト決定

二 惣菜料トシテ職工人ニ付キ一日金拾貳ヲ支給スルヲ決定ス

三 家賃補助料トシテ工場所在地世帯持主ニ限りテ月金參圓ヲ支給スルコトニ決定

四 公休日トシテ一ヶ年通算拾貳日ヲ制定シ月割別ヲ左ノ如ク定ム

一月一、二、三、五、十六日、二月十一日、五月一日、七月十五、十六日

八月一、四、十五日、十月三十一日以上十二日

五 定休日トシテ毎月才一才三日曜日ヲ準公休日トス